請　求　債　権　目　録（1）

（扶養義務等に係る確定金債権）

□　　法務局
　　所属公証人　　作成令和　　年第　　号
□　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

1　確定期限が到来している債権及び執行費用　金　　円

(1)イ　金　　円

ただし，債権者，債務者間の　　についての令和　年　　月から令和　　年　　月まで１か月金　　円の養育費の未払分（支払期　　日）

ロ　金　　円

ただし，債権者，債務者間の　　についての令和　年　　月から令和　　年　　月まで１か月金　　円の養育費の未払分（支払期　　日）

ハ　金　　円

ただし，債権者，債務者間の　　についての令和　年　　月から令和　　年　　月まで１か月金　　円の養育費の未払分（支払期　　日）

(2)　金　　円　　ただし，執行費用

（内訳）	本申立手数料	金４，０００円
	本申立書作成及び提出費用	金１，０００円
	差押命令正本送達費用	金３，１９６円
	資格証明書交付手数料	金　　円
	送達証明書申請手数料	金　　円
	執行文付与申請手数料	金　　円

（注）該当する事項の□にレを付する。

請　求　債　権　目　録（2）

（一般債権）

□　　法務局
　　所属公証人　　作成令和　　年第　　号
□　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

1　元金　金　　円

ただし，

2　損害金 金　　円

□　上記１に対する，令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで
　　の割合による金員
□　上記１の内金　　円に対する，令和　　年　　月　　日から令和
　　年　　月　　日まで　　の割合による金員

合計　金　　円

□　弁済期令和　　年　　月　　日　□ 最終弁済期令和　　年　　月　　日

□　なお，債務者は，　　に支払うべき金員の支払を怠り，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

□　なお，債務者は，　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が金　　円に達したので，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

□　なお，債務者は，　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が　　回分以上に達したので，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。

□

（注）該当する事項の□にレを付する。

【記載例】　　請　求　債　権　目　録（１）

（扶養義務等に係る確定金債権）

☑ 東京　法務局
所属公証人 山田一郎 作成令和５年第　１２３　号
□　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員及び執行費用

記

１ 確定期限が到来している債権及び執行費用　金　３１０，７４６　円

⑴イ　金　１００，０００　円

ただし，債権者，債務者間の　長女　××　についての令和５年５月から令和５年９月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

ロ　金　１００，０００　円

ただし，債権者，債務者間の　長男　××　についての令和５年５月から令和５年９月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期毎月末日）

ハ　金　１００，０００　円

ただし，債権者，債務者間の　二女　××　についての令和５年５月から令和５年９月まで１か月金２０，０００円の養育費の未払分（支払期　毎月末日）

⑵ 金　１０，７４６　円　　ただし，執行費用

（内訳）

本申立手数料	金４，０００円
本申立書作成及び提出費用	金１，０００円
差押命令正本送達費用	金３，１９６円
資格証明書交付手数料	金　６００円
送達証明書申請手数料	金　２５０円
執行文付与申請手数料	金１，７００円

（注）該当する事項の□にレを付する。

【記載例】　　請　求　債　権　目　録（２）

（一般債権）

☑　東 京　法務局
　　所属公証人 山田一郎 作成令和５年第 １２３ 号
□　　地方法務局

公正証書の執行力ある正本に表示された下記金員

記

１ 元金　 金　１，０００，０００　円
ただし，令和５年５月７日付け財産分与契約に基づく財産分与請求権
２ 損害金 金　１０，１０９ 円
☑ 上記１に対する，令和５年６月１日から令和５年１０月１日まで年３パーセントの割合による金員
□ 上記１の内金　　円に対する，令和　　年　　月　　日から令和年　　月　　日まで　　の割合による金員

合計 金　１，０１０，１０９ 円

☑　弁済期 令和５年５月３１日　□　最終弁済期令和　　年　　月　　日
□　なお，債務者は，　　に支払うべき金員の支払を怠り，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。
□　なお，債務者は，　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が金　　円に達したので，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。
□　なお，債務者は，　　に支払うべき金員の支払を怠り，その額が　　回分以上に達したので，令和　　年　　月　　日の経過により期限の利益を喪失した。
□

（注）該当する事項の□にレを付する。